

福歯発第170号
令和元年6月28日

各 会 員 様

公益社団法人福島県歯科医師会
会 長 海 野 仁
(公 印 省 略)

「歯科医療機関の広告ならびにウェブサイトの取扱いの理解を深めるために」について

平素より本会会務運営に格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療法の一部改正（平成29年法律第57号）に伴い改訂された「医療広告ガイドライン」および「医療広告ガイドラインQ&A」について、日本歯科医師会医療管理委員会において歯科医療機関向けに整理され、標記のとおり取りまとめられておりますので、お知らせいたします。

会員の先生方におかれましては、ご確認の上、貴院における広告ならびにウェブサイトの取扱いについて、ご参考いただきますようお願いいたします。

なお、取りまとめられた資料は、日本歯科医師会ホームページ（メンバーズルーム）への掲載、ならびに本会ホームページ（会員ページ＞医療管理委員会）にも掲載しておりますのでご参照ください。

記

〔別添〕 ※裏面

- ・ 「歯科医療機関の広告ならびにウェブサイトの取扱いの理解を深めるために」の送付について（令和元年6月14日付け公益社団法人日本歯科医師会常務理事三井博晶通知）・写

日歯 HP メンバーズルームや本会 HP 会員ページの ID/パスワードが分からない場合には、事務局までお問合せください。

（事務担当：医療管理係 TEL024-523-3266）